

仕様書番号	R 6 - 1 6
作成年月日	令和 6年 4月18日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

中央監視設備用機器交換

役務名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	共通仕様書	図面番号	1/6

共通仕様書

1 適用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者と連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は危険の防止のため行う消耗品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

3 受注者の負担

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係る電気、水道等は、この限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために協議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

5 報告書の様式

報告書の様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承認を受けること。

6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

役務名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	共通仕様書	図面番号	2/6

7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。なお、日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で、これを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ、官側の承認を受けるものとし、その取扱に際しては、十分に注意する。
- (5) 作業に関係のない場所及び部屋への出入りは、禁止する。

9 発生材の処置等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成して、官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積すること。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、監査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他、官側の指示したもの

役務名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	共通仕様書	図面番号	3/6

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳(A4版)に整理し、官側に1部提出すること。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影すること。

役務名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	共通仕様書	図面番号	4/6

特記仕様書

1 件名

中央監視設備用機器交換

2 場所

神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地

3 対象建物及び役務概要

中央監視設備用機器の交換及び試運転調整一式

交換機器は新品とし、規格・場所については下表のとおり
(別紙参照)

No.	品名	規格	数量(台)	備考
1	受電所/監視装置 無停電電源装置	GS ユアサ 3KVA SAU-A302	1	

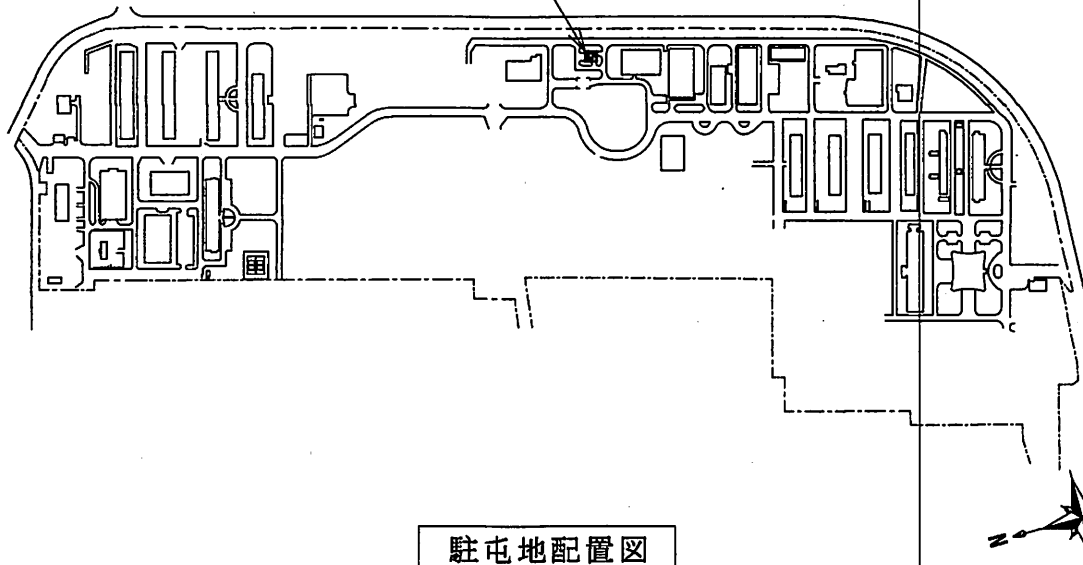
4 特記事項

- (1) 機器の交換及び試験調整は、本設備の運用を停止することなく実施し、監視装置にて発停動作、状態監視、警戒監視が可能な状態で作業する。また、本設備に対する知識、技能を持ったものが実施する。
- (2) 対象機器の部品交換後、試験調整を行い設備及びソフトウェアが正常に機能することを確認する。
- (3) 試験調整時に使用する電気は官側が支給する。
- (4) 交換した部品は関係法令等に従い適切に処分し、マニフェストE票の写しを監督官に提出する。

役務名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	特記仕様書	図面番号	5/6

駐屯地配置図、対象建物・機器表

対象建物



駐屯地配置図

対象建物・機器表

機器設置室	交換機器及び対象周辺機器	
受電所 (2階事務室)	交換機器	無停電電源装置(UPS)×1
	対象周辺機器	主監視装置(HFU), 副監視装置(HMU)、 液晶ディスプレイ(LCD)×2, マウス(MS)×2, ロキソングプリンタ(LGP), メッセージプリンタ(MGP) プサ-ユニット(BZ)

工事名称	中央監視設備用機器交換		
図面名称	駐屯地配置図	図面番号	6/6